

内閣総理大臣 高市早苗 様
厚生労働大臣 上野賢一郎 様

千葉県内の大雨による被災者支援に関する要望書

2026 年 8 月 14 日
全国保険医団体連合会
会長 竹田 智雄

8 月 13 日に発生した線状降水帯による豪雨で、千葉県内で大雨特別警報（レベル 5）と土砂災害特別警報（レベル 4）が発令されました。千葉県内の全域で床上浸水、冠水による被害で生命・身体の影響を受けています。8 月 14 日には千葉県内の 24 市町に災害救助法が適用されましたが、災害からの復旧・復興のためには、被災された方々の生命と健康を守るための医療支援と、被災地域の医療体制及び介護体制の確保が緊急・不可欠です。

当会は、医師、歯科医師 10 万 5 千人の団体として、下記の通り緊急要望書を提出いたします。早急の対応をお願いいたします。

記

1. 医療費窓口負担、介護・障害福祉利用料、保険料の免除措置について

- （1）特例措置による医療費一部負担金および入院時の食事及び生活療養費一部負担金の免除、保険料（税）の免除等を講じること。
- （2）被災者の介護保険の保険料および利用料、障害福祉サービスの利用料負担の免除等を講じること。
- （3）免除対象を床下浸水又はこれに準ずる被災をしたものに拡大すること。

2. 被災地域の医療機関への医薬品、医療材料などの迅速な供給・確保を実施すること。

3. 電力・水道などの復旧に全力を挙げる。特に医療機関や介護施設、福祉施設、電源が必要な在宅医療等への電源確保を早急に行うこと。

4. 熱中症対策、感染症対策、ジェンダーの視点に立った避難所の設置・運営を行うこと。

- （1）酷暑下で避難生活を強いられる被災者の熱中症対策を十分に実施すること。
- （2）冷房設備がある避難所を開設すること。
- （3）避難所に必要な数の仮設トイレを設置し、被災者に十分な量の栄養のある食事を提供すること。障害者対策の確保を行うこと。
- （4）感染防止対策の徹底、間仕切りなどによるプライバシーの確保、避難者数に応じた男女別トイレや障害者用トイレ、オストメイト対応トイレの設置、授乳室や生理用品、下着などの確保、女性用更衣室の確保などを図ること。
- （5）うがい、手洗いの励行など感染症対策を講じること。マスクやアルコール等の衛生材料を各所に常時設置すること。

5.「被災者生活再建支援法」を直ちに改正し、被災者が生活再建を行えるよう、支給金額を850万円に引き上げ（生活再建支援制度の限度額を350万円に増額し、居住安定支援制度の限度額を500万円に増額）、支援対象を半壊、床上浸水、一部損壊世帯まで拡大し、全ての被災者に支給するなど抜本的に改善をすること。

以上